

令和7年第3回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和 7 年 9 月 1 日〕
〔第 3 回水戸市議会定例会〕

市議会議案第66号	水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例	1
〃 第67号	水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	3
〃 第68号	水戸市立妻里小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について	5
〃 第69号	財産の取得について（防災倉庫）	7
〃 第70号	財産の取得について（学校教育用タブレット端末）	9
〃 第71号	財産の取得について（学校教育用ソフトウェア）	11
〃 第72号	令和 7 年度水戸市一般会計補正予算（第 3 号）	13
〃 第73号	令和 7 年度水戸市介護保険会計補正予算（第 1 号）	17
報 告 第44号	専決処分について（水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例）	19
〃 第45号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	21
〃 第46号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	23
〃 第47号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	25
〃 第48号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	27
〃 第49号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	29
〃 第50号	令和 6 年度水戸市一般会計継続費精算について	31
〃 第51号	令和 6 年度水戸市水道事業会計継続費精算について	35
〃 第52号	令和 6 年度水戸市下水道事業会計継続費精算について	39
〃 第53号	健全化判断比率について	43
〃 第54号	資金不足比率について	45
〃 第55号	非強制徴収債権の放棄について	47
〃 第56号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	49
〃 第57号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	51
〃 第58号	一般財団法人水戸市農業公社の令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	53
〃 第59号	一般財団法人水戸市公園協会の令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	55
〃 第60号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	57
〃 第61号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和 6 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	59

報 告 第62号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	61
認 定 第1号	令和6年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について	63
〃 第2号	令和6年度水戸市公営企業会計決算認定について	65

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3 水戸市立寿幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年水戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第5号中「一部（」を「全部又は一部（1日につき）」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市立妻里小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

水戸市立妻里小学校長寿命化改良工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 水戸市立妻里小学校長寿命化改良工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 588,500,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 田村・水戸土建・要特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 水戸市備前町6番43号
株式会社田村工務店
代表取締役 田 村 貴 也 |
| | 構成員 | 水戸市備前町6番43号
株式会社田村工務店
代表取締役 田 村 貴 也 |
| | 構成員 | 水戸市袴塚3丁目10番41号
水戸土建工業株式会社
代表取締役 荒 川 繁 美 |
| | 構成員 | 水戸市白梅1丁目2番36号
株式会社要建設
代表取締役 高 野 賢 |

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

財産の取得について

防災倉庫として、次により取得するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 動 産 の 表 示 | 防災倉庫 16棟 |
| 2 取 得 価 格 | 19,307,200円 |
| 3 契約の相手方 | 水戸市三の丸3丁目7番1号
トキワ産業株式会社
代表取締役 奥 村 正 好 |

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

学校教育用タブレット端末として、次により取得するものとする。

記

- | | | |
|-------------|--|---------|
| 1 動 産 の 表 示 | 学校教育用タブレット端末 | 20,800台 |
| 2 取 得 価 格 | 979,264,000円 | |
| 3 契約の相手方 | 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
リコージャパン株式会社
代表取締役 笠 井 徹 | |

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

財産の取得について

学校教育用ソフトウェアとして、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 学校教育用ソフトウェア 一式
 - (1) Webフィルタリングソフトウェア 19,866ライセンス
 - (2) 学習支援用ソフトウェア 18,608ライセンス
- 2 取得価格 311,183,400円
- 3 契約の相手方 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
リコージャパン株式会社
代表取締役 笠井 徹

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度水戸市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,003,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 29,178,211	千円 81,776	千円 29,259,987
	2 国庫補助金	6,610,226	81,776	6,692,002
20 繰入金		3,082,983	△333,558	2,749,425
	1 基金繰入金	3,072,983	△333,558	2,739,425
22 諸収入		2,614,609	474,735	3,089,344
	5 雑入	2,288,426	474,735	2,763,161
23 市債		8,206,000	57,600	8,263,600
	1 市債	8,206,000	57,600	8,263,600
歳 入 合 計		128,723,180	280,553	129,003,733

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 55,631,471	千円 89,059	千円 55,720,530
	1 社会福祉費	24,536,121	10,342	24,546,463
	2 児童福祉費	21,538,644	23,903	21,562,547
	3 生活保護費	9,546,803	54,814	9,601,617
4 衛生費		10,024,908	45,718	10,070,626
	1 保健所費	3,190,349	45,718	3,236,067
8 土木費		17,168,515	145,776	17,314,291
	4 都市計画費	11,156,367	145,776	11,302,143
歳 出 合 計		128,723,180	280,553	129,003,733

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業	千円 1,968,600	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,026,200	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和7年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,226,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 12,123	千円 392,661	千円 404,784
	1 繰越金	12,123	392,661	404,784
歳 入 合 計		25,834,000	392,661	26,226,661

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 10,004	千円 392,661	千円 402,665
	1 償還金及び還付加算金	10,004	392,661	402,665
歳 出 合 計		25,834,000	392,661	26,226,661

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な 基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例（平成25年水戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号ク中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第7条第1項第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年8月4日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年2月18日 午後2時30分頃
事 故 発 生 場 所	[REDACTED]
和 解 の 相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]
事 故 の 概 要	清掃事務所職員笹沼雄一は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方所有のブロック塀に接触した。 この結果、当該ブロック塀が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、[REDACTED] に対し、損害賠償金として26,400円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年6月9日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年4月20日 午後2時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市内原2丁目218番7地先
和 解 の 相 手 方	東京都北区上中里3丁目20番10号 雄心化成株式会社 代表取締役 脇 田 真 紀
事 故 の 概 要	北消防署内原出張所職員荒川翔は、救急車を運転し、上記場所の交差点に進入した際、左側から走行してきた相手方の車両と衝突した。 この結果、双方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、雄心化成株式会社に対し593,099円を、雄心化成株式会社は、市に対し1,744,256円を、それぞれ損害賠償金として支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年8月5日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市松本町1435番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市松本町1435番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年3月8日 午前11時20分頃
事故発生場所	水戸市松本町1435番2地先
和解の相手方	[redacted]
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、[redacted] に対し、損害賠償金として65,181円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年7月1日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市姫子2丁目1671番46地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市姫子2丁目1671番46地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年5月13日 午後6時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市姫子2丁目1671番46地先
和 解 の 相 手 方	[REDACTED]
事 故 の 概 要	市が管理する街路樹の枝が落下し、上記場所に停車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、[REDACTED] に対し、損害賠償金として567,388円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年8月1日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市立双葉台中学校敷地内で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市立双葉台中学校敷地内で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年7月7日 午後2時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市双葉台5丁目27番地 水戸市立双葉台中学校敷地内
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	双葉台中学校職員仲田克成及び学校管理課職員黒澤一美は、上記場所において、卓球台を運搬していた際、当該卓球台が倒れ、相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として135,983円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年8月19日処分

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和6年度水戸市一般会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和 6 年 度 水 戸 市 一 般 会 計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	4	279,300,000	-	206,200,000	-	73,100,000
			5	1,980,800,000	540,000,000	681,700,000	500,000,000	259,100,000
			6	800,900,000	540,000,000	158,200,000	40,000,000	62,700,000
			計	3,061,000,000	1,080,000,000	1,046,100,000	540,000,000	394,900,000
8 土木費	3 河川費	元石川町排水路整備事業	5	140,000,000	-	140,000,000	-	-
			6	210,000,000	-	157,500,000	-	52,500,000
			計	350,000,000	-	297,500,000	-	52,500,000
	4 都市計画費	内原駅北側自由通路建設事業	5	304,500,000	152,250,000	140,000,000	-	12,250,000
			6	304,500,000	133,083,000	154,200,000	-	17,217,000
			計	609,000,000	285,333,000	294,200,000	-	29,467,000

継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 との 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
109,806,624	-	82,200,000	-	27,606,624	169,493,376	-	124,000,000	-	45,493,376
1,049,776,084	539,831,968	7,000,000	500,074,637	2,869,479	931,023,916	168,032	674,700,000	△ 74,637	256,230,521
1,898,100,163	541,133,804	955,600,000	40,024,789	361,341,570	△ 1,097,200,163	△ 1,133,804	△ 797,400,000	△ 24,789	△ 298,641,570
3,057,682,871	1,080,965,772	1,044,800,000	540,099,426	391,817,673	3,317,129	△ 965,772	1,300,000	△ 99,426	3,082,327
50,800,000	-	50,800,000	-	-	89,200,000	-	89,200,000	-	-
268,200,000	-	201,100,000	-	67,100,000	△ 58,200,000	-	△ 43,600,000	-	△ 14,600,000
319,000,000	-	251,900,000	-	67,100,000	31,000,000	-	45,600,000	-	△ 14,600,000
112,800,000	56,400,000	53,500,000	-	2,900,000	191,700,000	95,850,000	86,500,000	-	9,350,000
468,990,000	234,494,195	209,900,000	-	24,595,805	△ 164,490,000	△ 101,411,195	△ 55,700,000	-	△ 7,378,805
581,790,000	290,894,195	263,400,000	-	27,495,805	27,210,000	△ 5,561,195	30,800,000	-	1,971,195

令和 6 年度水戸市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 2 項の規定に基づき，令和 6 年度水戸市水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和 6 年 度 水 戸 市 水 道 事 業

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損 留 益 保 勘 資 定 金
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場薬品注入施設取替工事	4	231,000,000	207,900,000	23,100,000
			5	198,000,000	178,200,000	19,800,000
			6	171,600,000	137,300,000	34,300,000
			計	600,600,000	523,400,000	77,200,000

会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績			比 較		
支 払 義 務 額 支 払 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 の 差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 留 益 保 勘 定 金		企 業 債	損 留 益 保 勘 定 金
92,000,000	92,000,000	-	139,000,000	115,900,000	23,100,000
79,200,000	79,200,000	-	118,800,000	99,000,000	19,800,000
404,925,000	352,200,000	52,725,000	△ 233,325,000	△ 214,900,000	△ 18,425,000
576,125,000	523,400,000	52,725,000	24,475,000	-	24,475,000

令和 6 年度水戸市下水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき，令和 6 年度水戸市下水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和 6 年 度 水 戸 市 下 水 道 事 業

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					企 業 債	国 庫 金 補 助 金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	遠方監視設備改築事業	5	255,000,000	127,500,000	127,500,000	－
			6	255,000,000	127,500,000	127,500,000	－
			計	510,000,000	255,000,000	255,000,000	－

会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績				比 較			
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発 生 額 と の 差	左 の 財 源 内 訳		
	企 業 債	国 庫 補 助 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	損益勘定 留保資金
102,000,000	51,000,000	51,000,000	-	153,000,000	76,500,000	76,500,000	-
382,000,000	191,000,000	191,000,000	-	△127,000,000	△63,500,000	△ 63,500,000	-
484,000,000	242,000,000	242,000,000	-	26,000,000	13,000,000	13,000,000	-

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和7年度に算定した健全化判断比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率	9.1%
将来負担比率	131.4%

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和6年度決算等に基づき令和7年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和7年7月18日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、4大プロジェクトに係る市債の償還等に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率は、当面は大きな低下が見込めない状況にある。引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組むとともに、「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－」に基づく施策を着実に推進できるよう、税収の確保や多様な財源の拡充を図り、健全な財政運営に努められたい。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (11.25)	－ (16.25)	9.1 (25.0)	131.4 (350.0)

備考1 「－」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和7年度に算定した資金不足比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

公設地方卸売市場事業会計	－
東前第二土地区画整理事業会計	－
水道事業会計	－
下水道事業会計	－

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和6年度決算等に基づき令和7年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和7年7月18日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

いずれの会計も資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外の繰入れにより収入を補っている会計（東前第二土地区画整理事業会計及び下水道事業会計）もあることから、独立採算制の原則に基づき、各会計の健全な経営に努められたい。

記

（単位：%）

会 計 名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	－（20.0）
東前第二土地区画整理事業会計	－（20.0）
水道事業会計	－（20.0）
下水道事業会計	－（20.0）

備考1 「－」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。

非強制徴収債権の放棄について

水戸市債権管理条例（平成23年水戸市条例第2号）第6条第2項の規定に基づき、令和6年度に放棄した非強制徴収債権について、次のように報告する。

記

会 計 名	債 権 名	件 数	金 額	債権放棄の根拠
一般会計	放課後学級負担金	21件	82,000円	第6条第1項第1号
	生活管理指導短期宿泊 事業個人負担金	4件	36,000円	第6条第1項第1号
	ごみ処理手数料	3件	473,330円	第6条第1項第4号
	住宅使用料	638件	8,682,600円	第6条第1項第1号
		366件	6,440,900円	第6条第1項第4号
	給食費	317件	1,392,815円	第6条第1項第1号
母子父子寡婦 福祉資金会計	母子父子寡婦福祉資金 貸付金元金収入	9件	2,701,685円	第6条第1項第1号
	違約金	16件	1,254,369円	第6条第1項第1号
水道事業会計	水道料金	2,591件	10,962,167円	第6条第1項第1号
		34件	226,724円	第6条第1項第4号

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和6年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和6年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市農業公社の令和6年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市公園協会の令和6年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和6年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和6年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

- 1 令和6年度水戸市一般会計決算
- 2 令和6年度水戸市国民健康保険会計決算
- 3 令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計決算
- 4 令和6年度水戸市駐車場事業会計決算
- 5 令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計決算
- 6 令和6年度水戸市公共用地先行取得事業会計決算
- 7 令和6年度水戸市介護保険会計決算
- 8 令和6年度水戸市介護サービス事業会計決算
- 9 令和6年度水戸市後期高齢者医療会計決算
- 10 令和6年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

認定第2号

令和6年度水戸市公営企業会計決算認定について

- 1 令和6年度水戸市水道事業会計決算
- 2 令和6年度水戸市下水道事業会計決算

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和7年9月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

